|  |
| --- |
| **阿見町土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積の規制に関する条例**  **申請の手引き** |
| **阿見町生活産業部廃棄物対策課**  **平成26年４月** |

目 次

１ 条例改正の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ２

２ 事業主等の方へ（第４条）・・・・・・・・・・・・・・・・・P ３

３ 土地所有者の方へ（第５・32条）・・・・・・・・・・・・・・P ４

４ 土砂等を発生させる方及び土砂等を運搬する方へ（第６条）・・P ４

５ 適用範囲について（第11条）・・・・・・・・・・・・・・・ P ４

６ 安全基準について（第７条）・・・・・・・・・・・・・・・・P ６

７ 事業の流れについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ９

８ 許可基準について（第13条）・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

1. 許可の取り消し等について（第26条）・・・・・・・・・・P 12

９ 事業に係る手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・P 12

（１）事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 12

（２）周辺関係者への事前説明（第９条）・・・・・・・・・・・ P 14

（３）事前協議（第８条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

（４）事業の許可申請（第12条）・・・・・・・・・・・・・・・P 16

（５）事業の開始届出（第15条）・・・・・・・・・・・・・・・P 18

（６）変更許可申請、廃止届出、地位継承（第16・21・23条）・・P 18

（７）土砂等の搬入届出（第17条）・・・・・・・・・・・・・・P 19

（８）地質検査の報告（第19条）・・・・・・・・・・・・・・・P 20

（９）土砂等の量の報告（第18条）・・・・・・・・・・・・・・P 21

（10）事業の完了届出（第22条）・・・・・・・・・・・・・・・P 21

（11）事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 22

10 罰則について（第35条）・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26

**１ 条例改正の背景と目的**

本町では「阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例」を制定し、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為によって生じる生活環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を図ってきました。

　しかし、近年になってゲリラ的不法投棄事案またはいわゆる「改良土」の持ち込み等条例の盲点をついた行為や悪質で巧妙な手口が増加しています。

　今後、このような行為がさらに増加していくこと、または県内市町村の規制条例等の改正状況を鑑み、災害等の発生を未然に防止し，町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的に条例を改正いたします。

　この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項等を解説したものです。

条例の目的を十分に理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に努めるようお願いします。

◆用語解説◆（条例第２条）

|  |
| --- |
| ◎土砂等とは  土地の埋立て，盛土及び堆積の用に供するものであって，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものと定義しています。  具体的には，土，砂，礫，シルト，粘土などをいい，有価物か無価物かは問いません。  なお、再生骨材，鉱さい，汚泥など，廃棄物が含まれる土砂等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用になります。  ◎改良土とは  土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものと定義しています。  安定処理などをした土砂等（改良土）は，元の性質等が判別できなくなるため事業に使用することを禁止しております。 |

埋立て，盛土，堆積，一時堆積とは

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 | 主な状態 |
| 埋立て | 周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること | 土砂等 |
| 盛土 | 周辺基盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの | 土砂等 |
| 堆積 | 周辺基盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの | 土砂等 |
| 一時堆積 | 他の場所への搬出を目的とする土砂等を一時的に堆積するもの | 土砂等 |

**２ 事業主等の方へ（第４条）**

　事業に係る工事を施工しようとする事業主や事業施行者には、次の責務があります。

|  |
| --- |
| （１）事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は，事業を施行するに当たっては，町民の安全と良好な生活環境を確保するため，万全の措置を講じなければならない。  （２）事業主等は，当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは，その事業を直ちに停止し，誠意をもって解決しなければならない。  （３）事業主等は，事業施行期間中に事故等が発生したときは，直ちに必要な措置を講じなければならない。 |

**３ 土地所有者の方へ（第５条，第32条）**

事業区域の土地を所有する方には、次の責務と義務があります。

|  |
| --- |
| （１）当該事業区域における土地所有者は，事業主等と同様に，事業を施行するに当たっては，町民の安全と良好な生活環境を確保するため，万全の措置を講じるよう事業主等と協議するとともに，当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは，直ちに必要な措置を講じ，誠意をもって解決しなければならない。  （２）事業の施行に係る同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業による土砂等の災害の発生の防止又は土壌の汚染防止のため、当該事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当事業の施工状況を把握しなければならない。  （３）事業の施行に係る同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業により当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事業を行う者に対し当該事業を停止し、安全のための必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その旨を町長その他関係機関に通報しなければならない。 |

**４ 土砂等を発生させる方及び土砂等を運搬する方へ（第６条）**

　土砂等を発生させる方及び土砂等を運搬する方は、次の責務があります。

|  |
| --- |
| （１）土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により、事業が行われる場合にあっては、当該事業を行う者により、適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。  （２）土砂等を運搬する者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることのないよう必要な配慮をしなければならない。 |

**５ 適用範囲について（第11条）**

　町の区域内で施行される事業のうち，事業区域の面積が**5,000平方メートル未満**の土地における事業について適用になります。

**注意**　事業区域の面積が**5,000平方メートル以上**の土地における事業については、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が適用になります。そのため、本町条例の許可の対象とはなりません。

次に掲げる事業については、本条例の許可の対象とはなりません。

しかし、次に掲げる事業であっても、事業に係る工事を施工しようとする事業主や事業施行者は、責務を遵守し、事業を施行してください。

|  |
| --- |
| （１）土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの  （２）国，都道府県，市町村，東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、日本下水道事業団、自動車安全運転センター，土地改良区，土地改良区連合，土地区画整理組合，地方住宅供給公社，地方道路公社，土地開発公社，独立行政法人，学校法人などが実施する事業  （３）採石法の認可を受けた採取計画に基づく事業  （４）砂利採取法の認可を受けた採取計画に基づく事業  （５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の認可を受けた一般廃棄物処理施設及び認可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業  （６）土壌汚染対策法第7条第1項の規定による措置を講じたもの及び同法第16条第1項の届出をしたもの並びに同法第22条第1項の規定による認可を受けたものが行う事業  （７）都市計画法第29条の規定による許可に従って市街化区域内において行う事業  （８）茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第６条第１項第８項の規定に従って行われる事業  （９）自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行うおうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の事業。ただし、1,000平方メートル未満の事業であっても、当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合、若しくは当該事業区域の土地内で既に行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。  （10）非常災害のために必要な応急措置として行う事業  （11）運動場、駐車場その他の施設等の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業  （12）保育所及び小規模保育事業を行うための施設を設置する目的で認可又は認可を得ると見込まれる者が行う事業  （13）事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって，農作物を耕作するために耕作地で不足した土砂を補うための客土を行う事業で，かつ，隣接地の地盤より高くならない事業  （14）事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって，水田の機能回復保全を目的に川砂等による地盤改良を行う事業  （15）市街化区域内の事業区域の面積が1,000平方メートル未満の宅地分譲を目的に行う事業で，高さが前面道路から50センチメートル未満の事業 |

→（11）の「本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業」とは、既存にある運動場や駐車場、自宅の庭などを本来の機能を保全する目的で通常の管理行為の中で土砂等を用いて行う事業です。

　新たに運動場や駐車場を造る際に、土砂等を搬入する場合等には、「本来の機能を保全する目的」に当たらないため、本条例の許可が必要になります。

**６ 安全基準について（第７条）**

安全基準とは、事業に用いられる土砂等について、土壌汚染を防止するために定められた環境上の基準値です。町の区域内で施行される事業のうち、許可等の要否に関わらず，改良土又は安全基準に適合しない土砂等を用いて事業を行うことはできません。

＜安全基準＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 物質の種類及び項目 | 許容限度 | 測定方法 |
| カドミウム | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であること。 | 環境上の条件のうち，検液中濃度に係るものにあっては，日本工業規格ＫＯ102（以下「規格」という。）55に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。） |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和49年環境庁告示第64号付表１に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年９月環境庁告示第64号付表２に掲げる方法） |
| 鉛 | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であること。 | 規格54に定める方法 |
| 砒素 | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であり，かつ，農用地（田に限る。）においては，土壌１Ｋｇにつき15ｍｇ未満であること。 | 環境上の条件のうち，検液中濃度に係るものにあっては，規格61に定める方法，農用地に係るものにあっては，昭和50年総理府令第31号に定める方法 |
| 六価クロム | 検液１リットルにつき0.05ｍｇ以下であること。 | 規格65.2に定める方法 |
| 総水銀 | 検液１リットルにつき0.0005ｍｇ以下であること。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表１に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表２及び昭和49年環境庁告示第64号付表３に掲げる方法 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表３に掲げる方法 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において，土壌１Ｋｇにつき125ｍｇ未満であること。 | 昭和47年総理府令第66号に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液１リットルにつき0.02ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液１リットルにつき0.002ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2―ジクロロエタン | 検液１リットルにつき0.004ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1―ジクロロエチレン | 検液１リットルにつき0.1ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス―1,2―ジクロロエチレン | 検液１リットルにつき0.04ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1―トリクロロエタン | 検液１リットルにつき１ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2トリクロロエタン | 検液１リットルにつき0.006ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液１リットルにつき0.03ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3―ジクロロプロペン | 検液１リットルにつき0.002ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液１リットルにつき0.006ｍｇ以下であること。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法 |
| シマジン | 検液１リットルにつき0.003ｍｇ以下であること。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液１リットルにつき0.02ｍｇ以下であること。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であること。 | 日本工業規格ＫＯ125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液１リットルにつき0.01ｍｇ以下であること。 | 規格67.2又は67.3に定める方法 |
| ふっ素 | 検液１リットルにつき0.8ｍｇ以下であること。 | 規格34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表６に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液１リットルにつき１ｍｇ以下であること。 | 規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法 |
|  | | |

**７ 事業の流れについて**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地所有者等  の周辺関係者 |  | 事業主等 |  | 町 |
|  |  | 1. 事業計画案の策定   町への事前相談 |  | 許可申請の要不要  事業申請の事前協議  関係各課の事前協議 |
| 事前説明会の開催 |  | 1. 土地所有者等の事前説明(第９条第項),標識の設置 |  | 事前説明会の協議 |
|  |  | 1. 事前協議(第８条) |  | 書面,事業区域の調査  事前協議が整ったとき,事前協議済書送付 |
|  |  | 1. 事業の許可申請(第11条) |  | 許可基準に基づく審査,(許可・不許可)決定通知書を送付 |
|  |  | 1. 事業の開始届出(第15条)  * 事業開始の7日前まで |  | 受理・確認 |
| 土地所有者による施工状況の把握  周辺関係者等からの苦情等 |  | 1. 事業に係る工事着工   標識の設置(第20条)  事業内容等の報告(第29条)  誠意ある対応,解決  災害防止措置,安全対策  立入検査への対応  監督処分への対応 |  | 事業の報告の徴取  立入検査の実施  改善措置命令等の監督処分の実施 |
|  |  | 1. 土砂等の搬入届出(第17条)  * 搬入の7日前まで |  | 受理・確認 |
|  |  | 1. 地質検査の報告(第19条)   町職員の指示した4地点の土壌検査　※ 事業開始1か月ごと |  | 検査の立会い,指示 |
|  |  | 1. 土砂等の量の報告(第18条)  * 事業開始1か月ごと |  | 受理・確認 |
|  |  | 1. 事業の完了届出(第22条)  * 事業完了から7日以内 |  | 許可内容に適合しているか確認し,完了確認通知書を送付 |

**８ 許可の基準について（第13条）**

　次に掲げるものが、許可の基準になります。許可を申請するにあたり，これらの基準（要件）に適合したものでなければなりません。

**（１）事業に用いる土砂等の性質**

ア　建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第19号）別表第１に掲げる第１種建設発生土，第２種建設発生土又は第３種建設発生土に該当するものであること。

イ　改良土でないこと。

ウ　安全基準に適合すること。

エ　一時堆積以外の事業にあっては，事業に使用される土砂等の採取場所が特定していること。

**（２）周辺地域の生活環境の保全等の措置基準**

事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が，別表２の基準に適合していなければなりません。

**（３）技術上の基準**

事業の施工に関する計画が，別表３の基準に適合していなければなりません。

事業区域が農地である場合には，茨城県農地部長通知及び茨城県農地管理課長通知に基づく基準に適合していなければなりません。

**（４）周辺関係者の同意**

　事業区域の境界線から50メートル以内の区域の土地所有者及び居住者，事業区域の行政区又は自治会等の代表者，事業区域内の土地所有者・占有者・管理者から事業の同意を取得しなければなりません。

**（５）許可の条件**

ア　事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び土砂等の災害の防止のために必要な施工上の管理をさせるため，施工管理者を置くこと。

イ　事業区域及びその周辺地域の道路，河川，水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置講じること。

ウ　事業区域及びその周辺地域における粉じん，騒音，振動，水質汚濁，土壌汚染その他公害の発生を防止するための措置講じること。

エ　事業区域及びその周辺地域におけるいっ水防止，土砂等の流出防止その他生活環境を保全するための措置講じること。

◎施工管理者の要件（規則第10条）

|  |
| --- |
| （１）１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士の国家資格を有する者であること。  （２） 土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後，１年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者  （３） 短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，２年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者  （４) 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，３年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者  （５） 前各号のいずれかに該当する者の指導監督のもとに10年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者 |

**（６）その他**

事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

|  |
| --- |
| ア　事業の許可を取り消され，その取消しの日から５年を経過しない者  イ　事業の停止命令に係る行為の停止期間を経過しない者又は中止命令に違反している者  ウ　当該事業に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  エ　阿見町暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等に該当する者  オ　法人でその役員のうちに上記エに該当する者がいる者  カ　阿見町暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者  キ　条例に基づく処分に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ク　条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け，その判決が確定した日から５年を経過しない者 |

**８ （１）許可の取消しについて（第26条）**

　次に掲げるものが許可の取消し要件になります。

|  |
| --- |
| (１)　偽りその他不正な手段により，許可又は変更許可を受けたとき。  (２)　許可の基準に適合しない事業を行ったとき。  (３)　許可の条件に違反して事業を行ったとき。  (４)　変更許可を受けずに事業を行ったとき。  (５)　措置命令に違反したとき。 |

　許可を取消しされた事業主等は，**取り消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければなりません。**

**９ 事業に係る手続きについて**

事業に係る手続きについては、「７ 事業の流れについて」をご覧いただき、必要な手続きを取りますようお願いいたします。

**９（１）事前相談**

本町条例には、事前相談に関する規定はありませんが、手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、その後の手続きを合理的に進める上で申請等を行う方々を利するものであります。そのため、事業を行う皆様には、事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

■ 事前相談で行うこと

１ 本町条例の許可の要否を確認する。

２ 今後の事務手続きを確認する。

３ 関係各課を確認する。

**関係各課一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係課名 | 概要 | ﾁｪｯｸ表 |
| 都市計画課 | 現場事務所建設（仮設対応を含む。）については、建築確認を所掌する機関（町都市計画課又は茨城県南県民センター建築指導課）に、規模、条件等を確認すること。 | □ |
| 環境政策課 | 特定建設作業を実施する場合は、作業開始の日の７日前までに届出が必要であるので，町環境政策課に確認すること。 | □ |
| 農業振興課 | 事業区域が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、茨城県南農林事務所の森林法担当課又は町農業振興課に必要な手続きを確認すること。 | □ |
| 農業委員会事務局 | 事業区域が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）や農地改良の手続きが必要であるので、町農業委員会に確認すること。 | □ |
| 都市施設管理課 | 事業区域内に、赤道や青道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、事業を実施するために必要な措置はどうするのかなどを町都市施設管理課又は茨城県竜ケ崎工事事務所に確認すること。 | □ |
| 生涯学習課 | 事業区域の埋蔵文化財の有無について、町生涯学習課  に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の実施となる。） | □ |
| 学校教育課 | 通学路の安全確保について，町学校教育課に確認すること。 | □ |
| 茨城県 | 1,000平方メートル以上の一時たい積事業は，粉じん発生施設に該当し，大気汚染防止法の届出が必要となるため，茨城県南県民センター環境保安課に確認すること。 | □ |
| その他 | 上記のほか，法令等で規制のあるものについては，それぞれの法令の適用を受けることになるので，各関係行政機関に所要の手続きを行うこと。 | □ |

**９（２）周辺関係者への事前説明（第９条）**

事業を施行しようとする事業主等は，次に掲げる事業区域の周辺関係者に対し，事業の計画についてあらかじめ説明をしなければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　事業区域の境界線から50メートル以内の区域の土地所有者及び居住者  (２)　事業区域がその区域に含まれる行政区又は自治会等の住民（事業区域が２つ以上の行政区又は自治会等に含まれる場合は，それぞれの行政区又は自治会等の住民）  (３)　事業区域内の土地の所有者，占有者及び管理者 |

　上記の事前説明は，次に掲げる方法で行わなければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　事前説明会を開催すること。  (２)　事業の概要等を記入した標識（様式第６号）を設置すること。 |

事前説明会の日時及び場所について，町廃棄物対策課と協議しなければなりません。

標識の掲示期間は，事業の事前協議を行おうとする日の30日前から前日までとし，その掲示箇所及び掲示枚数は，町廃棄物対策課と協議の上，決定するものとします。

■ 周辺関係者の同意

事業を施行しようとする事業主等は，次に掲げる事業区域の周辺関係者に対し，事業の施行に係る同意を得なければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　事業区域の境界線から50メートル以内の区域の土地所有者及び居住者  (２)　事業区域がその区域に含まれる行政区又は自治会等の代表者（事業区域が２つ以上の行政区又は自治会等に含まれる場合は，それぞれの行政区又は自治会等の代表者）  (３)　事業区域内の土地の所有者，占有者及び管理者 |

**９（３）事前協議（第８条）**

事業に係る事前協議は、次に掲げる書類を提出して行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 提出書類 | 備考 | ﾁｪｯｸ表 |
| １ | 土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業事前協議書（様式第１号） |  | □ |
| ２ | 事業計画書（様式第２号）添付：工事予定地現況及び標識の写真 |  | □ |
| ３ | 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し（地積，地目，所有者を記入） |  | □ |
| ４ | 位置図（縮尺2,500分の１以上） |  | □ |
| ５ | 事前説明会実施報告書（様式第３号） |  | □ |
| ６ | 周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し（縮尺1,500分の１） |  | □ |
| ７ | 土砂等発生・処理フローシート（様式第４号） |  | □ |
| ８ | 土砂等の搬入経路図（縮尺2,500分の１以上５万分の１以下） |  | □ |
| ９ | 現況平面図及び縦横断面図（縮尺50分の１以上500分の１以下） |  | □ |
| 10 | 計画平面図，縦横断面図及び土留図（縮尺50分の１以上500分の１以下） |  | □ |
| 11 | 現況排水平面図及び縦横断面図（縮尺50分の１以上500分の１以下） |  | □ |
| 12 | 計画排水平面図，縦横断面図及び構造図（縮尺50分の１以上500分の１以下） |  | □ |
| 13 | 放流先水路流域図（縮尺2,500分の１）及び断面図（縮尺100分の１以上250分の１以下） |  | □ |
| 14 | 道路及び水路境界確定図の写し |  | □ |
| 15 | 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計画書 |  | □ |
| 16 | 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し |  | □ |
| 17 | その他町長が必要と認める書面 |  | □ |

町に前項に規定する書面の提出があったときは，当該書面を審査し，事業計画区域の調査等を行います。

その結果，事前協議が整ったときは，土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業事前協議済書（様式第７号）により事業主等に通知します。

**９（４）事業の許可申請（第12条）**

事業の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書及びその他の添付書類を提出して申請します。

|  |
| --- |
| １ 事業主等の氏名，住所及び連絡先（法人にあっては，その名称及び代表者並びに主たる事務所の所在地）  ２ 事業区域の位置  ３ 事業区域の面積  ４ 事業の期間  ５ 事業に使用される土砂等の量  ６ 事業が完了した場合の事業区域の構造  ７ 事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画  ８ 施工管理者の氏名及び職名  ９ 事業が施行されている間において，事業区域以外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置  10 町長が必要と認める事項 |

　町は，許可の申請があったときは，速やかにその内容を審査のうえ，許可又は不許可の決定をし，「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業（許可・不許可）決定通知書（様式第14号）」により当該許可を申請した方に通知します。

**事業の許可申請：添付書類一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 提出書類 | 備考 | ﾁｪｯｸ表 |
| １ | 土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積事業許可申請書（様式第７号） |  | □ |
| ２ | 事前協議の添付書類No１から４まで及びNo６から17までの書面 |  | □ |
| ３ | 事業主等及び施工管理者の住民票の写し |  | □ |
| ４ | 施工管理者の経歴書及び要件を証する書類 |  | □ |
| ５ | 土地所有者と事業主等の事業に関する契約書（事業主等が自ら施行する場合を除く。） |  | □ |
| ６ | 事業主等の印鑑登録証明書（事業主等が法人の場合には，当該法人に係る印鑑登録証明書） |  | □ |
| ７ | 周辺関係者の同意書（様式第８号） |  | □ |
| ８ | 土地所有者の土地使用同意書（様式第９号） |  | □ |
| ９ | 事業に使用される土砂等の量の計算書 |  | □ |
| 10 | 地質分析結果証明書（様式第10号。計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。） |  | □ |
| 11 | 水利権者の同意書（当該事業に係る同意がある場合に限る。） |  | □ |
| 12 | 工程表 |  | □ |
| 13 | 誓約書（様式第11号） |  | □ |
| 14 | 阿見町暴力団排除条例（平成23年阿見町条例第19号）に関する誓約書（様式第12号） |  | □ |
| 15 | 農地の転用にあっては，農地法第４条第１項若しくは同法第５条第１項の規定による許可申請書の写し又は同法第４条第１項第７号若しくは同法第５条第１項第６号の規定による届出書の写し |  | □ |
| 16 | 茨城県農地部長通知に基づく農地改良協議にあっては，協議書の写し |  | □ |
| 17 | その他町長が必要と認める書面 |  | □ |

**９（５）事業の開始届出（第15条）**

事業主等は，許可を受けた事業を開始しようとするときは，事業開始の７日前までに「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業開始届（様式第14号）」を提出しなければなりません。

■ 標識の設置

　事業主等は，事業の施行期間中，「土地の埋立て等事業実施表示板（様式第22号）」及び「危険防止表示板（様式第23号）」を次に掲げる方法により設置しなければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　土地の埋立て等事業実施表示板　事業場の出入口付近に，地表から下端1.0メートル以上2.5メートル以下の高さの範囲以内，かつ，住民が十分に認識できるように設置すること。  (２)　危険防止表示板　事業区域の周囲に30メートル間隔で，地表から下端1.0メートル以上2.5メートル以下の高さの範囲以内，かつ，住民が十分に認識できるように設置すること。 |

**９（６）変更許可申請、廃止届出、地位継承（第16・21・23条）**

■ 変更許可申請

　次の事項を変更しようとするときは，事前に「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業内容変更許可申請書（様式第15号）」に変更事項に関係する書面や図面を添付して提出し，許可を受けなければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）  (２)　事業に使用される土砂等の量又は採取場所  (３)　事業に使用される土砂等の搬入計画 |

町は，変更許可の申請があったときは，速やかにその内容を審査のうえ，許可又は不許可の決定をし，「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業内容変更（許可・不許可）決定通知書（様式第16号）」により当該変更許可を申請した方に通知します。

■ 廃止届出

　事業の許可を受けた事業主等は，許可に係る事業を廃止又は１ヶ月以上中止しようとするときは，「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業廃止（中止）届（様式第24号）」を提出しなければなりません。

その他，地質検査の報告（第19条），土砂等の量の報告（第18条）について，町廃棄物対策課が指定する日までに提出しなければなりません。

また，事業を廃止又は中止しようとする事業主等は，**事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければなりません。**

町は，事業の廃止又は中止の届出があったときは，速やかに上記の必要な措置が講ぜられているかの確認を行い，その結果を事業主等に通知します。

■ 地位継承

　許可を受けた日から相続，法人の合併，分割により事業を実施する継承した場合，その継承した日から７日以内に，「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業継承届（様式第27号）」に地位継承に関係する書面を添付して提出しなければなりません。

**９（７）土砂等の搬入届出（第17条）**

事業の許可を受けた事業主等は，土砂等の搬入の７日前までに次に掲げる書面を提出しなければなりません。

|  |
| --- |
| (１)　土砂等搬入届（様式第17号）  (２)　土砂等発生元証明書（様式第18号）  (３)　検査試料採取調書（様式第19号）及び地質分析結果証明書 |

地質分析結果証明書は，安全基準の左欄に掲げる項目に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行わなければならない。

搬入する土砂等が次に掲げるものに該当する場合，土砂等の搬入届出を省略することができます。

(１)　公共事業により採取された土砂等で，汚染されていないことについて，事前に町長に承認を受けたものであるとき。

(２)　土砂等が，法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取されたもので，当該土砂等に係る売渡証明書又は譲渡したことを証する書面が添付されたとき。

(３)　土砂等が，他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所（土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取されたもので，かつ，当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等の発生元を証する書面と安全基準の土壌分析を行い環境計量士が発行した証明書が添付されたとき。

(４)　土砂等について，土壌の汚染のおそれがないと町長が認めたとき。

**９（８）地質検査の報告（第19条）**

事業の許可を受けた事業主等は，事業を開始した日から１ヶ月ごとに１ヶ月を経過した日から１週間以内（一時堆積の場合は，３ヶ月ごとに３ヶ月を経過した日から１週間以内）に次に掲げる書面を提出しなければなりません。

（１）土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業地質検査報告書（様式第21号）

（２)　地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

（３)　地質検査の試料に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書

■ 地質検査

地質検査は，安全基準の左欄に掲げる項目に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うとともに，その試料については，次に掲げる方法により作成しなければなりません。

|  |
| --- |
| （１)　試料とする土砂等の採取は，町職員及び事業主等が契約した分析機関の環境計量士の立会いのもと，４地点（それぞれの地点は，事業に供する区域の中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点から５メートル以上の地点で，町職員の指示した地点とする。）の土壌について行うこと。  （２)　採取する土砂等は，それぞれの採取地点において等量とするとともに，採取後に混合して１つの試料とすること。  （３） 地質検査に要する費用は，事業主等の負担とすること。 |

土壌が次に掲げるものに該当する場合，地質検査を省略することができます。

(１)　公共事業により採取された土砂等で，汚染されていないことについて，事前に町長に承認を受けたものであるとき。

(２)　一時堆積の場合に，土砂等の搬入届に係る土砂等ごとに区分された状態であるとき。

**９（９）土砂等の量の報告（第18条）**

事業の許可を受けた事業主等は，事業を開始した日から１ヶ月ごとに１ヶ月を経過した日から１週間以内（一時堆積の場合は，３ヶ月ごとに３ヶ月を経過した日から１週間以内）に「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業状況報告書（様式第20号）を提出しなければなりません。

**９（10）事業の完了届出（第22条）**

事業の許可を受けた事業主等は，事業が完了したときは，完了した日から７日以内に「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業完了届（様式第25号）を提出しなければなりません。

その他，地質検査の報告（第19条），土砂等の量の報告（第18条）については，町廃棄物対策課が指定する日までに提出しなければなりません。

町は，事業の完了届出があったときは，速やかに許可の基準と条件に適合しているのか確認を行い，「土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積事業完了確認通知書（様式第26号）」により当該届出をした方に通知します。

必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は，**事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければなりません。**

**９（11）事例集**

**埋立ての事例**

転地替又は客土のための掘削は，地表から1.0メートル以内とすること。

柵

土砂等

隣接地境界

排水処理施設

こう配が30度以内

十分な突き固めをする

**盛土の事例**

2.5メートル以内

柵

土砂等

隣接地境界

排水処理施設

**堆積の事例**

こう配が30度以内

十分な突き固めをする

2.5メートル以内

柵

土砂等

2メートル以上

排水処理施設

300平方メートル以内

隣接地境界

別表２（周辺地域の生活環境の保全等の措置基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 周辺対策 | １　事業の施行に当たっては，粉じん，騒音，振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ，周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。  ２　粉じんについては，大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。  ３　騒音に係る規制基準については，騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第９号）に規定する特定建設作業に準ずること。  ４　振動に係る規制基準については，振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。 |
| 事業期間 | １　事業期間は，原則として３箇月以内とすること。  ２　事業期間が３箇月以上となることが予測されるときは，町と事前に協議をすること。 |
| 作業時間 | １　作業時間は，午前９時から午後５時までとすること。  ２　土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から１月４日までは，作業を行わないこと。 |
| 交通安全対策 | １　土砂等の搬入経路は，当該搬入経路に係る周辺地域の住民及び道路管理者とあらかじめ協議をすること。  ２　土砂等の搬入経路が通学路である場合は，登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。 |
| 安全対策 | １　事業区域の周辺には，必要に応じてみだりに人が立ち入るのを防止することができるような柵を設けること。  ２　出入口は原則として１箇所とし，不法投棄がなされないような構造とすること。 |
| 事故対策 | １　町民の生命及び財産に対する危害並びに迷惑を防止するため，必要な措置を講じること。  ２　地上及び地下の工作物，水域，樹木，井戸水等に損害を与え，又はその機能を阻害することのないように，必要に応じて事前に調査を行うなど，適切な防護の措置を講じるとともに，当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは，誠意をもってその解決に当たること。  ３　作業時間中は，事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者を常駐させ，事故及び災害の防止に努めること。  ４　事業の施行中，事業の施行に影響を及ぼす事故，人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは，応急処置等必要な措置を講じるとともに，事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。 |
| その他 | この表に定めるもののほか，関係法令を遵守すること。 |

別表３（技術上の基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 構造上の基準 |
| 埋立て及び盛土 | １　前面道路との段差は，0.5メートル以内とし，必要に応じて土圧に耐える土留めをすること。ただし，土地利用上やむを得ない理由がある場合又は安全性が確認された場合は，この限りでない。  ２　転地替又は客土のための掘削は，地表から1.0メートル以内とすること。  ３　高さは，安定計算を行い，安全が確保される高さとし，原則2.5メートル以内とすること。  ４　のり面の勾配は30度以内とし，十分な突き固めをすること。 |
| 堆積 | １　底面積は，一山につき300平方メートル以内とすること。  ２　高さは，2.5メートル以内とすること。  ３　一山につきその周囲2.0メートルを空き地として，安全帯を設けること。  ４　のり面の勾配は30度以内とし，十分な突き固めをすること。 |
| 一時堆積 | １　一時堆積区域の隣接地と当該一時堆積区域との間に，２メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。  ２　土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。  ３　土砂等の堆積ののり面の勾配は，垂直１メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。 |
| 排水施設 | １　排水施設は，その排水すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。  ２　湧水が存する土地，沢上の地形の土地その他事業区域以外の雨水等が集中しやすい地形の土地において事業を行うときは，湧水又は浸透水を有効かつ適切に排除できるように，暗きょ排水施設の設置その他の必要な措置を講ずること。  ３　排水施設の構造は，下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第８条第２号，第３号及び第８号から第10号までの規定に適合していること。  ４　放流先の排水処理能力に応じて必要があるときは，事業区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設を設置すること。  ５　事業を行っている間，必要に応じて沈砂池その他事業に用いた土砂等の事業区域以外の区域への流出を防止する施設を設置すること。 |
| 擁壁工 | １　擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は，宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第６条から第10条までの規定に適合すること。  ２　擁壁を設置するときは，安定計算を行い，擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。 |
| その他 | １　事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは，当該地盤に滑りが生じないよう，くい打ち，土の置換えその他の措置が講じられていること。  ２　著しく傾斜をしている土地において，土地の埋立て等を施工する場合にあっては，土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう，当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。  ３　事業の完了後の地盤の緩み，沈下又は崩壊が生じないように，原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし，この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は，この限りでない。  ４　のり面は，石張り，芝張り，モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。  ５　事業区域は，利用目的が明確である部分を除き，芝張り，植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。  ６　その他の基準は，都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第２項に規定する開発行為の技術基準に準ずること。 |

**10 罰則について（第35条）**

違反等をした者に対して、罰則（２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を定めています。

パトロール、通報、調査等

現場確認

指導後従わない場合、許可の取消し

現場確認

現場確認

事業が許可内容に適合していない

許可、変更許可を受けずに事業を施工

許可が取消し後に継続して事業を施工

指導

指導

命令（第25条）

命令に従わない

安全基準に適合していない

土地所有者に対する改善勧告（第33条）

違反事実の公表（第28条）

意見陳述

・第15条，第21条第２項，第22条第１項又は第23条第２項の規定による届出をしない者

・第20条に規定する標識を設置しない者

・第24条の規定に違反した者

・第29条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者

・第30条第１項の規定による検査を拒み，妨げ，又は忌避した者

**罰　則**

■手続き窓口・問い合わせ先

阿見町生活産業部廃棄物対策課

〒３００-０３１４ 阿見町追原2731-2（霞クリーンセンター内）

℡ ０２９－８８９－０２８１

メールアドレスhaikibutsutaisakuka-ofc@town.ami.lg.jp